

## (2) 別表 (1～3)

(別表1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現状

##### (1) 地域の災害リスク

(洪水)

当市には、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川と水位周知河川が4本あり、中小河川も多数存在している。当市の水害ハザードマップによると、河川の近くでは2m以上の浸水が予想されている地域もある

(土砂災害)

当市の土砂災害ハザードマップによると、鳥居本学区、旭森学区を中心とする当市北東部に土砂災害警戒区域が点在している。また、荒神山や雨壺山の周辺にも土砂災害警戒区域が存在する。

(地震)

当市の地震ハザードマップによると、今後30年間の発生確率が70%から80%と言われている南海トラフ地震が発生した場合、最大震度6弱を計測する地域がある予想となっている。また、鈴鹿西縁断層帯地震が発生した場合、最大震度7を計測する地域がある想定である。

(その他)

年間降雪量の平年値は104cmであり、豪雪地帯ではないものの、少なからず雪による影響を受けている。また、夏は猛暑日となることが多い。

##### (2) 商工業者の状況

・商工業者等数 3,017

・小規模事業者数 2,531

出典：平成28年経済センサス

##### (3) これまでの取組

###### 1) 彦根市の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・発災後における市内小規模事業者の被災状況確認・収集

###### 2) 稲枝商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定
- ・防災備品（毛布、非常食等）を備蓄
- ・彦根市が実施する防災訓練への参加および協力
- ・彦根市の指定緊急避難所として、発災時における対応

###### 3) 彦根商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した「日本商工会議所ビジネス総合保険」への加入促進
- ・彦根市が実施する防災訓練への参加および協力

- ・防災備品の備蓄
- ・彦根市の指定緊急避難所として、発災時における対応

## II 課題

### 1) 彦根市

現状では、緊急時の取組について彦根市地域防災計画に定められているが、漠然的な記載にとどまり、小規模事業者支援の視点に立った具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

### 2) 稲枝商工会

現状では、緊急時の取組について稲枝商工会危機管理マニュアル（危機発生に備えた対策）は整っているものの、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持ち、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

### 3) 彦根商工会議所

現状では、緊急時の取組について彦根商工会議所災害時対応マニュアルはあるものの、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持ち、BCP計画の策定に助言を行える経営指導員等職員が不足している。

## III 目標

- ・現状、事業者の防災に対する意識や知識が低いため、計画当初はセミナーを中心として意識・知識向上を行い、計画後半には、事業継続力強化計画の策定が完了することを目指す。
- ・地区内の小規模事業者向けセミナーを開催するとともに、経営指導員等職員も参加することにより、知識の習得と指導および助言力の向上を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における協力・支援体制および関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### < 1. 事前の対策 >

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回および窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、DM等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや

行政の施策の紹介、損害保険および共済の紹介等を実施する。

## 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・稲枝商工会危機管理マニュアル（別添）
- ・彦根商工会議所災害時対応マニュアル（別添）

## 3) 関係団体等との連携

- ・連携している損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

## 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況について、巡回・窓口経営指導時に確認する。
- ・必要に応じ稲枝商工会および彦根商工会議所ならびに彦根市間において、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・前掲Ⅰ 現状（1）地域の災害リスクで取り上げた自然災害が発生したと仮定し、彦根市との連絡ルートの確認等を定期的に行うとともに、ハザードマップにて、浸水地域等を把握しておく（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後速やかに職員の安否確認を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市で共有する。）

### 2) 応急対策の方針決定

- ・稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。  
（被害規模の目安は以下を想定）

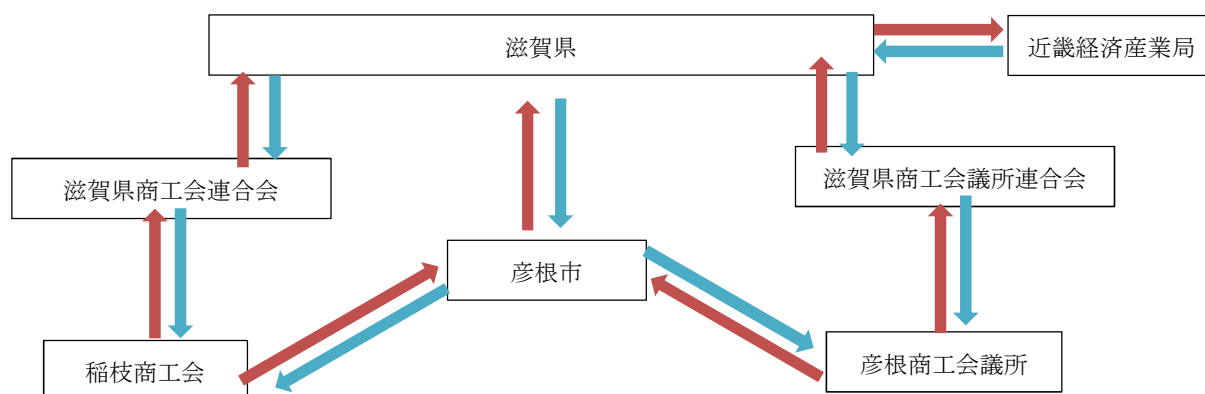
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市は、随時被害情報等を共有する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・稲枝商工会と彦根商工会議所および彦根市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、彦根市と相談する（稲枝商工会および彦根商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

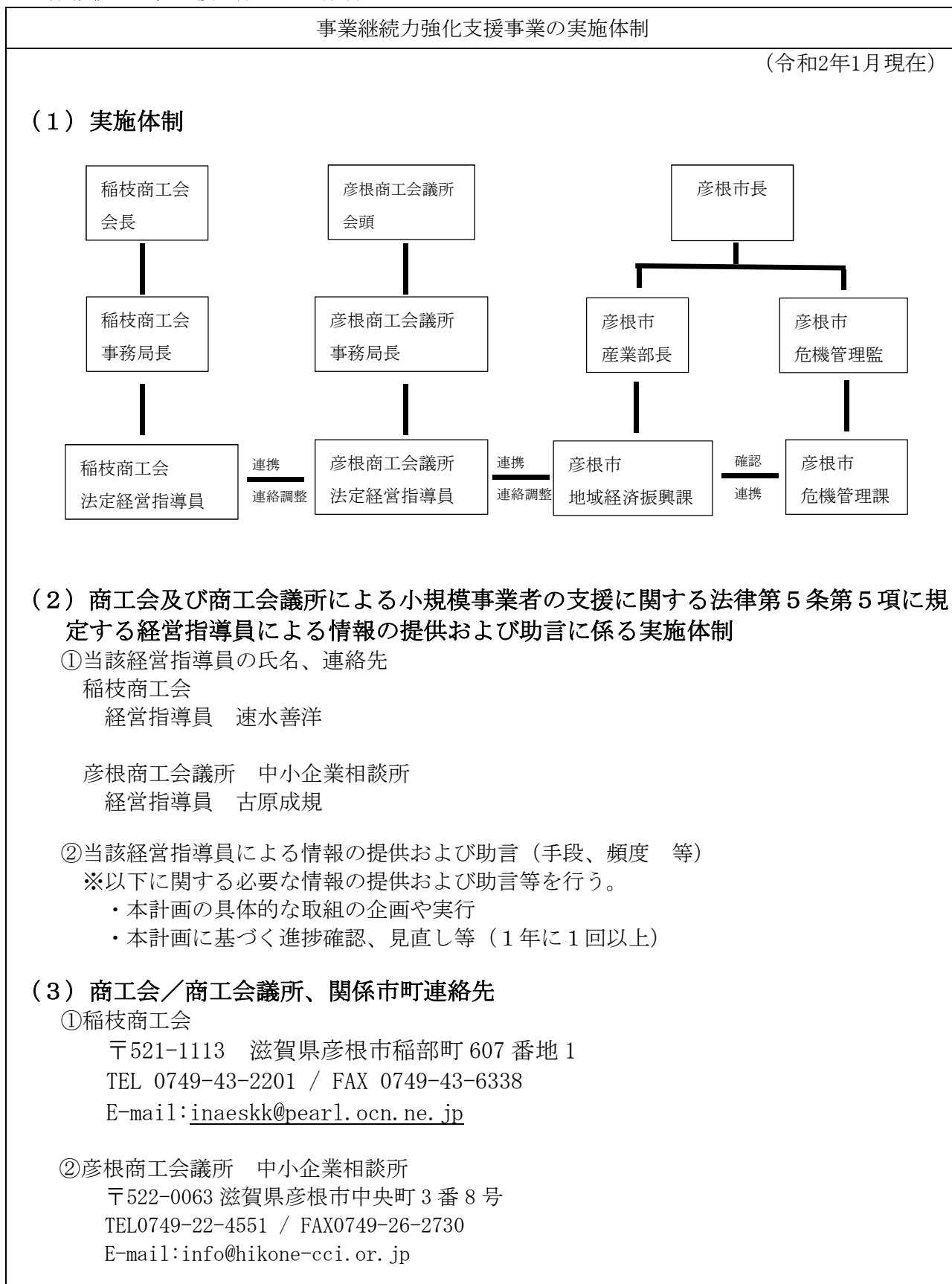
- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、彦根市と共に被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



③彦根市役所 地域経済振興課課

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

TEL : 0749-30-6119 / FAX : 0749-24-9676

E-mail : shoko@ma.city.hikone.shiga.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	800	800	800	800	800
・ 専門家派遣費	50	200	200	200	200
・ セミナー開催費	700	500	500	500	500
・ パンフ、チラシ作製費	50	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
彦根市交付金、滋賀県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。